

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐために、り患した生徒が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。

下記の感染症の可能性があつて欠席をさせる場合には、授業開始前に学校へご連絡ください。また、診断の結果についても早急に連絡をお願いいたします。

医師の指示により、他へ感染させるおそれなくなり登校が可能になった場合には、別紙の『学校において予防すべき感染症における欠席届』を担任へご提出ください。

病気の状況により、医師の診断書を提出していただく場合もありますので、ご了承ください。

記

【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準】

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスによるもの）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 （溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など）	